

フランスの同性婚法 — 家族制度の変容 —

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

I 法律の背景

- 1 同性愛者と家族の問題
- 2 同性婚の合憲性

II 同性婚法の概要

- 1 婚姻制度の改正
- 2 家族制度の改正

おわりに

翻訳：同性両当事者に婚姻を解放する 2013 年 5 月 17 日
の法律第 2013-404 号

はじめに

2012 年の大統領選で当選した社会党のフランソワ・オランド (François Hollande) 大統領は、同性婚の承認を公約の 1 つに掲げていた⁽¹⁾。その公約どおり、社会党政権は、2012 年 11 月 7 日に、同性婚を承認するための法案⁽²⁾を閣議決定し、同日、下院に提出した。政府は、「あらゆる者のための婚姻 (mariage pour tous)」という表

現を用いて、同性婚法の成立を推進した。法案審議は、中道右派の国民運動連合 (Union pour un Mouvement Populaire : UMP) を中心とする反対派の抵抗により難航したものの、2013 年 5 月 17 日に、法律第 2013-404 号⁽³⁾ (以下「同性婚法」) として成立し、5 月 19 日に施行された⁽⁴⁾。

I 法律の背景

1 同性愛者と家族の問題

フランスの婚姻制度は、フランス革命以前は教会の特権の下にある宗教婚であった。しかし、1791 年の憲法第 7 条により、婚姻は「民事契約 (contrat civil)」と定義され、世俗化された。婚姻制度に関する規定は、1804 年に成立した民法典に収録された。その後、現代に至るまで、男女の性差が婚姻の本質的条件であるとされてきたが、民法典には婚姻を男女の結合であると明確に定義する規定はなく、様々な条文から類推されるのみであった。

1999 年には、異性又は同性のカップル (couple)⁽⁵⁾ に婚姻に準じた法的地位を認める民事連帯協約⁽⁶⁾

(1) François Hollande, *Le Changement c'est maintenant, mes 60 engagements pour la France mes 60 engagements pour la France*, 2012.1.30, p.22. <<http://www.parti-socialiste.fr/dossier/le-projet-de-francois-hollande>> 以下、インターネット情報は、2013 年 8 月 31 日現在のものである。

(2) Christiane Taubira, *projet de loi ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe*, N° 344, 7 novembre 2012, <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/projets/pl0344.pdf>>

(3) Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe.

(4) 同法の概要は、服部有希「同性婚法の成立」『外国の立法』no.256-1, 2013.7, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8233299_po_02560105.pdf?contentNo=1> を参照。

(5) 合憲性審査機関である憲法院 (conseil constitutionnelle) のパックスに関する 1999 年の判決 (Décision n° 99-419 DC du 09 novembre 1999) によれば、カップルには性的関係が含意される。

(6) 鈴木尊紘「フランス 民事連帯規約 (PACS) 法制定から 10 年を経た現在」『外国の立法』no.242-1, 2010.1, p.28. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166455_po_02420111.pdf?contentNo=1>; 鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」『レファレンス』711 号, 2010.4, pp.29-46. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050264_po_071102.pdf?contentNo=1>

(pacte civil de solidarité : PACS、以下「パックス」)が導入された⁽⁷⁾(民法典第515-1条から第515-7-1条まで)。これは、共同生活を送るカップルに一定の法的保護⁽⁸⁾を与える制度である⁽⁹⁾。パックスは、第三者に主張することができ、税法上、社会保障上の一定の効果を発生させる。内縁と比較すると、内縁が相手方との関係の形成、維持、解消の全てにおいて自由であるのに対して、パックスは一定の債権債務関係により拘束されるが、その代わりに、税制等の面で優遇される⁽¹⁰⁾。

しかし、パックスは、婚姻とは異なり、一方当事者の相続人となること、姻族関係の発生、カップル共同での養子縁組、生殖補助医療(procréation médicalement assistée : PMA)の利用、共同親権の行使、氏の変更などはできない。とりわけ、養子縁組、生殖補助医療、共同親権等の制限は、同性カップルが親子関係及び家族関係を形成する上で、大きな障害となっていた。あくまで、パックスは、カップルである2人の当事者間の契約に過ぎず、子を含めた親子関係を法的に承認するものではないのである。

このような問題については、「同性愛者による子の養育(homoparentalité)」⁽¹¹⁾という言葉が用いられ、近年、議論が活発になっていた⁽¹²⁾。

今回の同性婚法は、「同性愛者が子を養育する家族(famille homoparentale)」に法的保護を与えることで、この問題に一定の解答を与えるものとなった。

2 同性婚の合憲性

同性婚法成立に先立つ2011年1月18日に、憲法院は、同性婚の禁止の合憲性について判決⁽¹³⁾を下した。本件は、パックスを締結した同性カップルが、婚姻の申請を却下されたことを違憲であるとして提訴したものである。争点は、異性間の婚姻を前提としていると解釈される民法第75条及び第144条の規定の合憲性であった。憲法院は、これを合憲と判断した。しかし、その主旨は、婚姻の要件についての立法者の裁量を広く認め、憲法院が自ら婚姻を定義することを控えるものであった⁽¹⁴⁾。

今回、同性婚法案が議会で最終的に採択された後、国民運動連合(UMP)の議員は、同法の違憲審査請求を憲法院に提出した。その主張は、婚姻を男女の結合として定義し、これを法律で変更することはできないという主旨であった⁽¹⁵⁾。これに対し、憲法院は、2011年の判決を踏襲し、同性婚の是非は立法者に委ねられると

(7) 法律第99-944号(Loi n° 99-944 du 15 novembre 1999 relative au pacte civil de solidarité)による。

(8) 大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護(1) —パックスとコンキュビナージュの研究—」『北大法学論集』vol.57 no.6, 2007, pp.125-136。

(9) 北原零未「フランスにおけるPACSの位置づけと概況」『経済学論纂』51(1・2), 2011.3, p.346。

(10) 大島梨沙「フランスにおける非婚カップルの法的保護(2・完) —パックスとコンキュビナージュの研究—」『北大法学論集』vol.58 no.1, 2007, pp.303-304。

(11) この語は、親になりたいと望む同性愛者を支援する団体であるAPGL(association des parents et futurs parents gays et lesbiens)が1997年から用い始めた造語である。Association des parents et futurs parents gays et lesbiens, *Les premiers pas*, 7 janvier 2013. <<http://www.apgl.fr/component/k2/item/226-les-premiers-pas>>

(12) 齊藤笑美子「親子関係の法と性差—フランスにおける同性カップルの親子関係へのアクセスをめぐる—」『ジェンダー研究』no.11, 2008.12, p.121。

(13) Décision n° 2010-92 QPC du 28 janvier 2011. <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-52612.pdf>>

(14) 佐藤雄一郎「同性婚の禁止の憲法適合性(2011年1月28日判決)」『フランスの憲法判例II』信山社, 2013, pp.386-389。

(15) Le Conseil constitutionnel, *Réplique par 60 sénateurs—2013-669 DC*. <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-137051.pdf>>

判断し、同性婚法を合憲とした⁽¹⁶⁾。

II 同性婚法の概要

同性婚法は、主に民法典を改正するものである。第1節は婚姻制度、第2節は養親子関係、第3節は家族の氏に関する改正で、これらが同法の中心的な規定である。第4節は民法典を含む諸法典を改正する調整規定、第5節は経過規定であるが、その内容は、同性婚の制度化に伴う条文の文言の修正が中心である。

1 婚姻制度の改正

同性婚法は、フランス法上で初めて明確に婚姻を定義し、「婚姻は、異性又は同性の両当事者間で締結される」とした（同性婚法第1条、民法典第143条）。これに伴い、異性間の婚姻を前提とする条文や文言が改正された（同性婚法第1条及び第13条）。特に、同性婚法第13条による改正後の民法典第6-1条に、同性婚が異性婚と同様の法的効力を有するとする包括的な規定を置くことで、未改正の規定との整合性が確保された。これにより、同性婚は、異性婚と同様の法的保護を受けることとなった。

ただし、民法典第6-1条は、民法典第1編第7章「親子関係について」の出生による生物学的な親子関係に関する規定を例外とした。この章には、生殖補助医療に関する規定が置かれている（民法典第311-19条及び第311-20条）。したがって、今回の改正では、同性婚カップルは、生殖補助医療を受ける権利を認められな

かった。

2 家族制度の改正

同性婚法では、養子縁組制度の大枠に改正はなかった。しかし、同性婚の承認により、同性婚カップルも、婚姻を要件とする共同での養子縁組（民法典第343条）及び配偶者の子の養子縁組（民法典第345-1条）を利用することができるようになった。つまり、同性婚カップルは、個人ではなく両当事者共同で親子関係を形成することができるようになり、同性婚に基づく新たな家族の形態が現れることとなった。

ただし、養子に出される子の数が極めて少ないため⁽¹⁷⁾、同性婚カップルにとって、配偶者の子の養子縁組が現実的な選択肢となると推測されている⁽¹⁸⁾。また、同性婚法の成立以前から、同性カップルが共同で一方の養子を養育している事例は多い。このため、このようなカップルが婚姻した場合に、当該養子を含めた家族関係を形成することができるように、同性婚法により、配偶者が過去に養子とした子を、その養親子関係を維持したまま養子とする制度が創設された（同性婚法第7条、民法典第345-1条の改正及び同性婚法第8条、民法典第360条の改正）。

このような養子縁組制度の拡大に伴い、家族の氏と親権に関する改正がなされた（同性婚法第10条から第12条まで）。特に、従来、親権は「父母に」帰属すると規定されていたが、これが、「両親に」帰属すると改められ（同性婚法第12条、民法典第371-1条）、法律上、同性婚カップルの共同親権が明確に定められた。

(16) Décision n° 2013-669 DC du 17 mai 2013. <<http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/pdf/conseil-constitutionnel-137046.pdf>>

(17) Erwann Binet, *Assemblée nationale Rapport*, n° 628 Tome 1, 17 janvier 2013, p.93. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r0628-tI.pdf>>

(18) Hugues Fulchiron, "Le mariage pour tous. Un enfant pour qui? Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013," *Semaine juridique*, N° 23, 3 juin 2013, p.1130.

おわりに

同性婚法は、単に、同性婚を制度化しただけでなく、養子縁組を利用した同性婚に基づく家族の構築を可能にした点で、家族制度に変革をもたらすものであるといえる。一方で、同性婚カップルによる生殖補助医療の利用は、今回の改正には盛り込まれなかった。すでに、政府は、生殖補助医療制度を改正する法案を提出すると予告しているが⁽¹⁹⁾、代理母の問題なども関係し、

課題は多い。同性婚法案の提出から、反対派は、「あらゆる者のための婚姻」をもちり、「あらゆる者のためのデモ (manif pour tous)」のスローガンの下、大規模なデモを繰り広げた⁽²⁰⁾。このデモは、今後、生殖補助医療制度の改正に対する反対運動へと発展するおそれもある⁽²¹⁾。生殖補助医療も含めた同性婚に関する問題の今後の展開が注目される。

(はっとり ゆうき)

(19) Gaëlle Dupont, “La PMA officiellement rayée du projet de loi sur la famille,” *Le Monde*, 13 septembre 2013, p.9.

(20) Agnès Leclair, “Mariage homosexuel: la contestation gagne la rue,” *Le Figaro*, 17-18 novembre 2012, p.12.

(21) Stéphane Kovacs, “La Manif pour tous veut réveiller la France,” *Le Figaro*, 16 septembre 2013, p.15.

同性両当事者に婚姻を解放する 2013 年 5 月 17 日の法律第 2013-404 号

Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 服部 有希 訳

【目次】

- 第 1 節 婚姻に関する規定
- 第 2 節 養親子関係及び子との紐帯の維持に関する規定
- 第 3 節 家族の氏に関する規定
- 第 4 節 調整規定
- 第 5 節 諸規定、経過規定及び最終規定

第 1 節 婚姻に関する規定

第 1 条 (略⁽¹⁾) [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
第 143 条 婚姻は、異性者又は同性者の 2 人の間で締結 ⁽²⁾ するものとする。	(新設)
第 144 条 満 18 歳より前に、婚姻を締結することができない。	第 144 条 男性及び女性は、満 18 歳より前に婚姻を締結することができない。
第 162 条 傍系 [血族] において、婚姻は、兄妹間及び姉弟間並びに兄弟間及び姉妹間でははならない。	第 162 条 傍系 [血族] において、婚姻は、兄妹間及び姉弟間でははならない。
第 163 条 婚姻は、伯叔父と姪又は甥との間及び伯叔母と甥又は姪との間でははならない。	第 163 条 婚姻は、伯叔父と姪との間、伯叔母と甥との間でははならない。

* 以下、注は全て訳者注、[] は訳者補記である。

- (1) 法律第 2013-404 号の原文にある改正の柱書は、省略する。以下同様である。また、読みやすさを考慮して、法律第 2013-404 号の各条文について、同法により改正された改正後の民法典等の条文を新旧対照表の形で掲載した。なお、第 14 条、第 21 条及び第 22 条は、法律第 2013-404 号の固有の条文である。
- (2) 婚姻は、1791 年に「民事契約 (contrat civil)」と定義され、1804 年の民法典の成立以降は、婚姻を「締結する (contracter)」という表現が用いられている。

<p>第 164 条 前項までの規定にかかわらず、共和国大統領は、重大な事由があれば、次に掲げる禁止の適用除外を定める裁量権を有する。 1° 姻族関係を創設した者が死亡した場合における第 161 条に規定する直系の姻族の間の婚姻に対する禁止 2° (削除) 3° <u>第 163 条に規定する禁止</u></p>	<p>第 164 条 前項までの規定にかかわらず、共和国大統領は、重大な事由があれば、次に掲げる禁止の適用除外を定める裁量権を有する。 1° 姻族関係を創設した者が死亡した場合における第 161 条に規定する直系の姻族の間の婚姻に対する禁止 2° (削除) 3° <u>第 163 条に規定する伯叔父と姪との間及び伯叔母と甥との間の婚姻の禁止</u></p>
<p>第 4 の 2 節 法律の抵触に関する規則</p>	<p>(新設)</p>
<p>第 202-1 条 <u>婚姻を締結するために必要な資格及び条件は、婚姻当事者それぞれについて、属人法⁽³⁾で定める。</u> <u>ただし、同性当事者 2 人は、その少なくとも一方について、その属人法又はその者が住所又は居所⁽⁴⁾を有する国の法律が婚姻を承認する場合⁽⁵⁾には、婚姻を締結することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第 202-2 条 <u>婚姻挙行地の法で定める方式に適合する婚姻については、有効な挙行があったものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

(3) 属人法 (loi personnelle) とは、国際私法上、常に人に追隨して適用される法のことである。通常、人の能力や親族関係等がその対象となる、属人法の考え方には、その人の国籍を基準とする本国法主義と住所を基準とする住所地法主義がある。佐藤幸治ほか編『コンサイス法律学用語辞典』三省堂, 2003, p.1005. フランスは、本国法主義をとっている (民法典第 3 条第 3 項)。

(4) 住所 (domicile) は、ある者の生活の本拠である地 (民法典第 102 条)。住所は、1 か所に限られ、安定したものでなければならず、原則として、人は必ず住所を持たなければならない。居所 (résidence) は、ある者の事実上の所在地で、法律上の所在地である住所とは区別されるが、一定の法的効果が認められる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, pp.180, 518.

(5) この箇所で想定されているのは、①フランス人と属人法により同性婚が禁止される外国人が同性婚をする場合及び②フランスに居住する外国人で、属人法により同性婚が禁止される者同士が同性婚をする場合である。①については、フランス人に属人法が適用されるため、同性婚が可能となる。②の場合は、外国人 2 人が住所を有する国の法律、つまりフランス法が適用されるため、同性婚が可能となる。Jean-Pierre Michel, *Sénat Rapport*, n° 437 Tome 1, 20 mars 2013, pp.53-54. <<http://www.senat.fr/rap/l12-437-1/l12-437-11.pdf>> 以下、インターネット情報は、2013 年 8 月 31 日現在のものである。

第2条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第34-1条 <u>身分証明書⁽⁶⁾は、身分吏⁽⁷⁾が作成する。身分吏は、大審裁判所検事正⁽⁸⁾の管理の下に職務を遂行する。</u></p>	(新設)

第3条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第74条 <u>婚姻は、両当事者の選択により、両当事者の一方又は両当事者の両親の1人が⁽⁹⁾住所又は婚姻の法定の公示日⁽¹⁰⁾において1か月以上継続して居住している居所を有するコミューンにおいて挙行する。</u></p> <p>第165条 <u>婚姻は、第63条⁽¹¹⁾に規定する公示の日又は公示が免除される場合には第169条⁽¹²⁾に規定する免除の日において、両当事者の一方又は両当事者の両親の1人が住所又は居所を有するコミューンの身分吏による共和国の式典において⁽¹³⁾公開で挙行する。</u></p>	<p>第74条 婚姻は、両当事者の一方が住所又は婚姻の法定の公示日において1か月以上継続して居住している居所を有するコミューンにおいて挙行する。</p> <p>第165条 婚姻は、第63条に規定する公示の日又は公示が免除される場合には第169条に規定する免除の日において、両当事者の一方が住所又は居所を有するコミューンの身分吏の前で公開で挙行する。</p>

(6) 身分証明書 (acte de l'état civil) は、国籍、婚姻、親子関係、氏名、住所等の権利義務の主体たる自然人の地位を定め、本人と他者を区別する要素の総体である民事的身分 (état civil) についての公的な証明書である。出生証明書 (acte de naissance)、婚姻証明書 (acte de mariage)、死亡証明書 (acte de décès) 等がある。身分証明書の作成及び保管並びにその謄本及び抄本の交付は、身分吏 (officier de l'état civil) という公務員が行う。民事的身分に関する事項は、身分吏が管理する民事的身分登記簿 (registre d'état civil) に記載される。山口編前掲注(4), pp.212-213, 499.

(7) 同上参照。

(8) 大審裁判所検事正 (procureur de la République) は、各大審裁判所 (第1審裁判所) に1名配置される検事局の代表者。山口編前掲注(4), p.461.

(9) この改正には、結婚式を挙げる場所を両当事者の住所等があるコミューンに限定していた規定を緩和する意図がある。

(10) 婚姻には事前の公示が必要となる。挙式が執り行われるコミューンの役所及び婚姻の当事者のいずれかが住所を有するコミューンの役所において、両当事者の氏名、職業、住所、居所及び挙式の場所が公示される (民法典第63条)。さらに、婚姻には、必要書類の提出及び身分吏による婚姻両当事者への聴取が必要となる。

(11) 同上参照。

(12) 挙式する地区の大審裁判所検事正は、重大な事由があれば、公示を免除することができる。

(13) この箇所は、同性婚法第5条により改正された。この改正の意図は、婚姻の世俗性を強調する点にある。

第4条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第75条</p> <p>身分吏は、公示の期間以降で両婚姻当事者が指定する日に、コミュニティの役所において、親族であるか、又は両婚姻当事者以外の者である証人2人以上4人以下の出席のもとに、両婚姻当事者に対して、<u>この法典第212条⁽¹⁴⁾、第213条⁽¹⁵⁾、第214条第1項⁽¹⁶⁾、第215条第1項⁽¹⁷⁾及び第371-1条⁽¹⁸⁾の規定</u>を読み上げる。</p> <p>(第2項～第5項 略)</p> <p>当該身分吏は、両婚姻当事者から、互いに配偶者⁽¹⁹⁾とすることを欲する旨の申述を受ける。当該身分吏は、法の名の下に、これらの者が婚姻により結合される旨を宣言し、直ちに婚姻証明書を作成する。</p>	<p>第75条</p> <p>身分吏は、公示の期間以降で両婚姻当事者が指定する日に、コミュニティの役所において、親族であるか、又は両婚姻当事者以外の者である証人2人以上4人以下の出席のもとに、両婚姻当事者に対して、<u>この法典第212条、第213条(第1項及び第2項)、第214条(第1項)、第215条(第1項)及び第220条⁽²⁰⁾の規定の規定</u>を読み上げる。<u>当該身分吏は、同様に、第371-1条</u>を読み上げる。</p> <p>(第2項～第5項 略)</p> <p>当該身分吏は、両婚姻当事者から、互いに夫及び妻とすることを欲する旨の申述を受ける。当該身分吏は、法の名の下に、これらの者が婚姻により結合される旨を宣言し、直ちに婚姻証明書を作成する。</p>

第5条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第165条 (略) [前出]</p>	<p>第165条 (略) [前出]</p>

第6条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第4款 <u>フランス国外に居住するフランス国民が外国において婚姻を挙行することの禁止について</u></p>	<p>(新設)</p>

(14) 民法典第212条は、婚姻両当事者間の尊敬、貞操、救護及び扶助の義務について規定する。

(15) 民法典第213条は、婚姻両当事者が共同で家族を指導することを規定する。

(16) 民法第214条第1項は、婚姻費用の分担について規定する。

(17) 民法第215条第1項は、婚姻両当事者が共同生活の義務を負うことを規定する。

(18) 本稿の同性婚法第13条参照。

(19) この箇所は、同性婚法第13条により改正されたものである。

(20) 民法典第220条は、婚姻両当事者それぞれが、家庭の維持及び子の教育のための契約を締結する自由を有し、その負担は、両当事者が連帯して負うと規定する(第1項)。ただし、その負担が生活水準等を考慮して、明らかに過大である場合(第2項)及び婚姻両当事者の合意の無い割賦購入等の場合(第3項)には、連帯責任は生じない。同条の規定は、婚姻の挙式の際に読み上げるには長いため、今回の改正で削られた。

第 171-9 条

第 74 条及び第 165 条の規定にかかわらず、少なくとも一方がフランス国籍を有する同性の両婚約当事者が、同性者間の婚姻をすることができない国であって、フランスの外交当局及び領事当局が婚姻を挙行することができない国に住所又は居所を有する場合には、婚姻は、両当事者のいずれかの出生地若しくは最後の居所のあるコミューン又は両当事者の両親の 1 人が第 74 条に規定する条件に従って居住している住所又は居所を有するコミューンの身分吏により公開で挙行する。これらのコミューンがない場合には、婚姻は、両当事者の任意のコミューンの身分吏により挙行する。

両婚約当事者が選択したコミューンの身分吏の土地管轄は、第 63 条⁽²¹⁾に規定する公示[の日]の少なくとも 1 か月前までに当該婚約当事者が必要書類を提出することにより発生する。当該身分吏は、管轄の外交当局又は領事当局に第 63 条に規定する聴取を行うよう請求することができる。

(新設)

第 2 節 養親子関係及び子との紐帯の維持に関する規定

第 7 条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第 345-1 条</p> <p>配偶者の子の完全養子縁組⁽²²⁾は、次に掲げる場合においてすることができる。</p> <p>1° 子が当該配偶者に対してのみ法律上確立された親子関係を有する場合</p> <p>1° の 2 子が [すでに] 当該配偶者による単独の完全養子縁組の対象とされており、かつ、当該配偶者に対してのみ確立された親子関係を有する場合</p> <p>2° 当該配偶者以外の親が親権を完全に喪失している場合</p>	<p>第 345-1 条</p> <p>配偶者の子の完全養子縁組は、次に掲げる場合においてすることができる。</p> <p>1° 子が当該配偶者に対してのみ法律上確立された親子関係を有する場合</p> <p>(第 3 項 新設)</p> <p>(旧第 3 項以下繰下げ)</p> <p>2° 当該配偶者以外の親が親権を完全に喪失している場合</p>

(21) 前掲注(10)参照。

(22) 完全養子縁組 (adoption plénière) は、実方との親族関係が完全に終了する養子縁組で、日本の特別養子縁組に近い制度である (民法典第 343 条等)。

<p>3° 当該配偶者以外の親が死亡した場合において、当該親の1親等の尊属がないとき又は当該尊属が明らかに当該子に無関心であるとき</p>	<p>3° 当該配偶者以外の親が死亡した場合において、当該親の1親等の尊属がないとき又は当該尊属が明らかに当該子に無関心</p>
---	--

第8条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第360条 養子の年齢にかかわらず単純養子縁組⁽²³⁾を行うことができる。 重大な事由が立証された場合には、完全養子縁組の対象とされた子の単純養子縁組を行うことができる。 <u>かつて1人の者のみと単純養子縁組又は完全養子縁組をした子は、この者の配偶者と単純養子縁組をすることができる。</u> 養子が13歳以上の場合には、当該養子は、養子縁組に自ら同意しなければならない。</p>	<p>第360条 養子の年齢にかかわらず単純養子縁組を行うことができる。 重大な事由が立証された場合には、完全養子縁組の対象とされた子の単純養子縁組を行うことができる。 (第3項 新設) (旧第3項以下繰下げ) 養子が13歳以上の場合には、当該養子は、養子縁組に自ら同意しなければならない。</p>

第9条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第353-2条 [裁判所の] 養子縁組の判決⁽²⁴⁾に対する第三者異議は、養親の責めに帰すべき詐欺又は不正行為がある場合にのみ受理する。 <u>第371-4条の規定に基づき家族事件裁判官が定める養子と第三者との紐帯の維持 [の状況] を裁判所に隠匿することは、第1項に規定する詐欺とみなす。</u></p> <p>第371-4条 (第1項 略) 家族事件裁判官⁽²⁵⁾は、子の利益となる場合には、<u>第三者が [かつて] 当該子及びその両親の一方と安定した生活を営み、当該子の教育、扶養又は安住に配慮し、及び当該子との</u></p>	<p>第353-2条 [裁判所の] 養子縁組の判決に対する第三者異議は、養親の責めに帰すべき詐欺又は不正行為がある場合にのみ受理する。 (第2項 新設)</p> <p>第371-4条 (第1項 略) 家族事件裁判官は、子の利益となる場合には、子と親族か否かを問わない第三者との関係の態様を決定する。</p>

(23) 単純養子縁組 (adoption simple) は、実方との親族関係が維持される養子縁組で、日本の普通養子縁組に近い制度である (民法典第360条等)。

(24) フランスでは、養子縁組は裁判所の判決 (jugement) により成立する。中川善之助・山島正男『注釈民法24』有斐閣, 1994, p.8.

(25) 家族事件裁判官 (juge aux affaires familiales) は、大審裁判所に置かれている専門の単独性判事であり、離婚、別居、扶養義務の決定、子の養育義務の決定、親権行使などに関して管轄権を持つ。山口編 前掲注(4), pp.312-313.

間に持続的な情緒的紐帯を築いていた等の事情を考慮し、子と親族か否かを問わない第三者との関係の態様⁽²⁶⁾を決定する。

第3節 家族の氏に関する規定

第10条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
第225-1条 婚姻当事者はそれぞれ、便宜のために、配偶者の氏を本来の氏に代え、又は本来の氏に任意の順で追加して、使用することができる ⁽²⁷⁾ 。	(新設)

第11条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
第311-21条 子の親子関係が、出生の申述の日までに両親それぞれに対して確立される場合又は出生の申述の日の後に両親に対して同時に確立される場合には、両親は、子の氏を父の氏、母の氏又は両親の氏各1に限り、それらの氏を任意の順で連結した氏から選択し、当該子に付与する ⁽²⁸⁾ 。子は、身分吏に対し、子の氏を選択に関する共同の申述がない場合には、親子関係が最初に確立された親の氏を、親子関係が同時に確立された場合にあっては父の氏を称する。両親の一方が、出生の申述の日ま	第311-21条 子の親子関係が、出生の申述の日までに両親それぞれに対して確立される場合又は出生の申述の日の後に両親に対して同時に確立される場合には、両親は、子の氏を父の氏、母の氏又は両親の氏各1に限り、それらの氏を任意の順で連結した氏から選択し、当該子に付与する。子は、身分吏に対し、子の氏を選択に関する共同の申述がない場合には、親子関係が最初に確立された親の氏を、親子関係が同時に確立された場合にあっては父の氏を称する。

(26) 子と第三者等との関係の態様とは、子を訪問する権利である訪問権 (droit de visite) 及び子を自宅に招き宿泊させる権利である宿泊権 (droit d'hébergement) 等の行使の方法を指す。Michel, *op.cit.* (5), pp.70-72.

(27) フランス法には、婚姻による氏の変更に関する規定はない。フランス革命期に、出生時に称した氏をできるだけ保持するという氏の不変の原則が確立し、現在でも、法律上、婚姻により氏が変わることはない。一方で、慣習上は、一方の配偶者の氏を称する場合が多く、このような氏は「使用上の氏 (nom d'usage)」と呼ばれている。本改正により、この慣習が法制化された。滝沢聿代「フランスの判例からみた夫婦の氏—夫婦別氏制への展望」『成城法学』通号 34, 1990.3, pp.43-146; 田中通裕「フランス法における氏について—「使用の氏」(nom d'usage) 概念を中心として」『新世紀へ向かう家族法』日本加除出版, 1998, pp.85-105.

(28) フランスには、2つの氏をハイフンで連結した二重氏 (double nom) が存在する。親は、子に付与する氏を選択する自由を有し、二重氏を含めると多数の選択肢がある。例えば、父が「A-B」、母が「C-D」という二重氏であれば、父又は母のいずれかの二重氏をそのまま選択し、① A-B 又は② C-D とするか、二重氏のいずれかの氏のみを選択し、③ A、④ B、⑤ C 又は⑥ D とすることができる。また、両親の氏から1つずつ選択したものを連結した二重氏とすることもでき、⑦ A-C、⑧ A-D、⑨ B-C、⑩ B-D、⑪ C-A、⑫ C-B、⑬ D-A 又は⑭ D-B のいずれかを選択することができる。つまり、合計 14 通りの選択肢が存在する。なお、3つ以上の氏を連結することはできない。中村絃一・色川豪一「フランス法研究 (6) フランスにおける子の氏—氏 (nom de famille) に関する 2002 年 3 月 4 日の法律第 304 号、氏の付与に関する 2003 年 6 月 18 日の法律第 516 号」『比較法学』38 (2), 2005, pp.287-314.

でに両親の合意がないこと、又は出生の日の後で親子関係が同時に確立された場合において両親の合意がないことを身分吏に通知した場合には、子は、各親の最初の氏を〔その頭文字の〕アルファベット順に連結した氏を称する。

(第2項 略)

〔婚姻両当事者双方を親とする〕子について、この条、第311-23条第2項又は第357条の規定をすでに適用した場合には、〔これらの規定により〕かつて付与され、又は選択された氏を、〔婚姻両当事者双方を親とする〕その他の子の氏とする。

(第4項 略)

第311-23条

親子関係が1人の親に対してのみ確立されている場合には、その子は、当該親の氏を称する。

当該子が未成年である間に2つ目の親子関係が確立された場合には、両親は、身分吏に対する共同の申述により、当該子の氏を2番目に確立された親子関係の親の氏に変更するか、又は両親の氏各1に限り、それらの氏を任意の順で連結した氏とするかを選択する。この氏の変更については、出生証明書の欄外に記載する。

前項の規定にかかわらず、〔当該両親双方を親とする〕その他の子について、第311-21条、この条第2項又は第357条の規定をすでに適用した場合には、氏の変更の申述は、〔これらの規定により〕かつて付与され、又は選択された氏を付与する効力のみを有する⁽²⁹⁾。

(第4項 略)

第357条

〔完全〕養子縁組の場合には、養親の氏が養子に付与される。

〔配偶者のある者が〕配偶者の子と〔完全〕養子縁組をする場合又は婚姻両当事者が1人の子と〔完全〕養子縁組をする場合には、当該養親及びその配偶者又は当該両養親は、共同の申述により、子に付与する氏を、両者の

(第2項 略)

〔婚姻両当事者双方を親とする〕子について、この条又は第311-23条第2項の規定をすでに適用した場合には、〔これらの規定により〕かつて付与され、又は選択された氏を、〔婚姻両当事者双方を親とする〕その他の子の氏とする。

(第4項 略)

第311-23条

親子関係が1人の親に対してのみ確立されている場合には、その子は、当該親の氏を称する。

当該子が未成年である間に2つ目の親子関係が確立された場合には、両親は、身分吏に対する共同の申述により、当該子の氏を2番目に確立された親子関係の親の氏に変更するか、又は両親の氏各1に限り、それらの氏を任意の順で連結した氏とするかを選択する。この氏の変更については、出生証明書の欄外に記載する。

前項の規定にかかわらず、〔当該両親双方を親とする〕その他の子について、第311-21条又はこの条第2項の規定をすでに適用した場合には、氏の変更の申述は、〔これらの規定により〕かつて付与され、又は選択された氏を付与する効力のみを有する。

(第4項 略)

第357条

〔完全〕養子縁組の場合には、養親の氏が養子に付与される。

婚姻両当事者による〔完全〕養子縁組の場合には、子に付与する氏は、第311-21条に規定する規則に従って決定する。

(29) 兄弟姉妹が異なる氏を称することがないようにする規定。Erwann Binet, *Assemblée nationale Rapport*, n° 628 Tome 1, 17 janvier 2013, p.302. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r0628-tI.pdf>>

一方の氏又は両者の氏各1に限り、それらの氏を任意の順で連結した氏から選択する。

当該選択の権利は、1回に限り行使することができる。

子の氏を選択に関する共同の申述がない場合には、子は、[配偶者の子の完全養子の場合にあっては] 養親及びその配偶者の最初の氏又は[婚姻両当事者による1人の子の完全養子縁組の場合にあっては] 両養親の最初の氏を[その頭文字の] アルファベット順に連結した氏を称する。

[婚姻両当事者双方を親とする] 子について、第311-21条、第311-23条第2項又はこの条の規定をかつて適用した場合には、[これらの規定により] かつて付与され、又は選択された氏を、養子の氏とする。

両養親又はそのいずれかが二重氏⁽³⁰⁾を有する場合には、当該両養親は、書面による共同の申述により、養子に1つの氏のみを付与することができる。

1又は2以上の養親の請求により、裁判所は、子の名を変更することができる。

第357-1条

最終項を除く第357条の規定は、外国において適法に成立した養子縁組であって、フランスにおいて完全養子縁組としての効果を有するものの対象となった子について適用するものとする。

(第2項～第4項 略)

1又は2以上の養親の請求により、裁判所は、子の名を変更することができる。

養親が既婚の女性又は既婚の男性である場合には、裁判所は、[完全] 養子縁組の判決において、当該養親の請求により、その配偶者の同意を得て、当該配偶者の氏を子に付与することを決定することができる。裁判所は、同様に、養親の請求により、その配偶者の同意を得て、子に、婚姻両当事者の氏各1つに限り、それらの氏を任意の順で連結した氏を付与することができる。

養親の夫又は妻が死亡している場合又はその意思を表示できない場合には、この死亡した者の相続人又は第1順位の相続権者の意見を聴いた後で、裁判所が最終的に判決を下す⁽³¹⁾。

第357-1条

第311-21条の規定は、外国において適法に成立した養子縁組であって、フランスにおいて完全養子縁組としての効果を有するものの対象となった子について適用するものとする。

(第2項～第4項 略)

第12条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
第361条 第343条から第344条まで、第345条最終項、第346条から第350条まで、第353条、第353-1条、第353-2条、第355条及び第357条最終項の規定は、単純養子縁組に適用することができる。	第361条 第343条から第344条まで、第345条最終項、第346条から第350条まで、第353条、第353-1条、第353-2条、第355条及び第357条の最後の3項の規定は、単純養子縁組に適用することができる。

(30) 前掲注(28)参照。

(31) 原文は“apprécie souverainement”であり、事実審による最終的な事実の認定及び評価（appréciation souveraine）を意味する。「最終的に“souverainement”」という語は、上級機関の統制を受けない最終的判断であることを意味する。山口編 前掲注(4), pp.33, 567-568.

第 363 条

単純養子縁組の場合には、養子の氏に養親の氏を連結〔し、二重氏と〕する。ただし、養子が成人の場合には、当該連結について、その同意を要する。

養子及び養親又はその一方が二重氏を有する場合には、養子に付与される氏は、養子及び養親の氏各 1 に限り、養親の氏を養子の本来の氏に連結したものとす。連結する氏の選択及びこれら 2 つの氏の順は、養子が 13 歳以上の場合はその養子本人の同意を得て、養親の意思に従う。同意が得られない場合又は選択を行わない場合には、養子に付与される氏は、養子の最初の氏に 2 番目の氏として養親の最初の氏を連結したものとす。

婚姻両当事者による〔単純〕養子縁組の場合には、養子の氏に追加される氏は、両養親の請求により、1 つの氏を限度として、両養親のいずれかの氏とする。養子が二重氏を有する場合には、〔養子の本来の二重氏のうち改姓後の二重氏の一方として〕保持する氏を選択及び追加する氏の順は、養子が 13 歳以上の場合はその養子本人の同意を得て、両養親の意思に従う。同意が得られない場合又は選択を行わない場合には、養子に付与される氏は、養子の最初の氏に 2 番目の氏として両養親の氏のうちアルファベット順で最初の氏を追加することで形成される。

ただし、裁判所は、養親の請求により、養親の氏のみを称すること又は配偶者の子の〔単純〕養子縁組の場合には、養子が本来の氏を称することを決定することができる。婚姻両当事者による〔単純〕養子縁組の場合には、当該養子の氏は、両養親の選択により、両養親の一方の氏又は両養親の氏各 1 つに限り、それらの氏を任意の順で連結した氏とすることができる。当該請求は、養子縁組の後であっても同様にすることができる。養子が 13 歳以上の場合には、氏の変更に関する養子本人の同意を要する。

第 363 条

単純養子縁組の場合には、養子の氏に養親の氏を連結〔し、二重氏と〕する。

養子及び養親又はその一方が二重氏を有する場合には、養子に付与される氏は、養子及び養親の氏各 1 に限り、養親の氏を養子の本来の氏に連結したものとす。当該選択は、養子が 13 歳以上の場合はその養子の同意を得て、養親の意思に従う。同意が得られない場合又は選択を行わない場合には、養子に付与される氏は、養子の最初の氏に養親の最初の氏を連結したものとす。

婚姻両当事者による〔単純〕養子縁組の場合には、養子の氏に連結される氏は、両養親の請求により、両養親のいずれかを問わず 1 つの氏を限度として、夫の氏若しくは妻の氏とし、両養親に合意が成立しない場合にあっては夫の最初の氏とする。養子が二重氏を有する場合には、養子が 13 歳以上のときはその養子本人の同意を得て、両養親の意思により〔養子の本来の二重氏のうち改姓後の二重氏の一方として〕保持する氏を選択する。〔養子の〕同意が得られない場合又は〔両養親による〕選択がない場合には、任意の養親の氏を養子の最初の氏に連結する。

ただし、裁判所は、養親の請求により、養子が養親の氏のみを称することを決定することができる。婚姻両当事者による〔単純〕養子縁組の場合には、当該養子の氏は、両養親の選択により、夫の氏、妻の氏又は当該婚姻両当事者の氏各 1 つに限り、それらの氏を任意の順で連結した氏とすることができる。当該請求は、養子縁組の後であっても、同様にすることができる。養子が 13 歳以上の場合には、氏の変更に関する養子本人の同意を要する。

第4節 調整規定

第13条 [民法典の一部改正]

民法典	
改正後	改正前
<p>第6-1条 <u>婚姻及び養子縁組による親子関係は、婚姻両当事者又は両親が異性であるか同性であるかを問わず、この法典第1編第7章³²⁾で定める規定を除き、法律で定める効果、権利及び義務を生じさせるものとする。</u></p>	(新設)
<p>第34条 身分証明書は、その受領の年月日及び時間、身分吏の氏名並びに証明書に記載する者全ての氏名、職業及び住所を明記する。 次に掲げる証明書に記載する者の出生年月日及び出生地が判明している場合には、それらを当該証明書に記載する。 a) 出生証明書及び認知証明書に記載する<u>両親</u> b) 認知証明書に記載する子 c) 婚姻証明書に記載する婚姻両当事者 d) 死亡証明書に記載する死亡した者 a) から d) に掲げる者の出生年月日及び出生地が判明していない場合には、これらの者の年齢をその年数で示し、同様に、全ての場合において、届出人の年齢を年数で示す。証人については、その成人としての資格のみを記載する。</p>	<p>第34条 身分証明書は、その受領の年月日及び時間、身分吏の氏名並びに証明書に記載する者全ての氏名、職業及び住所を明記する。 次に掲げる証明書に記載する者の出生年月日及び出生地が判明している場合には、それらを当該証明書に記載する。 a) 出生証明書及び認知証明書に記載する<u>父母</u> b) 認知証明書に記載する子 c) 婚姻証明書に記載する婚姻両当事者 d) 死亡証明書に記載する死亡した者 a) から d) に掲げる者の出生年月日及び出生地が判明していない場合には、これらの者の年齢をその年数で示し、同様に、全ての場合において、届出人の年齢を年数で示す。証人については、その成人としての資格のみを記載する。</p>
<p>第75条 (略) [前出]</p>	<p>第75条 (略) [前出]</p>
<p>第371-1条 親権は、子の利益を目的とする権利及び義務の総体とする。 親権は、安全、衛生及び道德の面で子を保護するため、並びに子を尊重しつつ、子の教育を保障し、及びその発達を促すため、子の成人又は未成年者解放³³⁾まで両親に帰属する。 (第3項 略)</p>	<p>第371-1条 親権は、子の利益を目的とする権利及び義務の総体とする。 親権は、安全、衛生及び道德の面で子を保護するため、並びに子を尊重しつつ、子の教育を保障し、及びその発達を促すため、子の成人又は未成年者解放まで父母に帰属する。 (第3項 略)</p>

³²⁾ 民法典第1編第7章「親子関係について」は、出生による生物学的な親子関係の確立等について規定する。

³³⁾ 未成年者解放 (émancipation) とは、未成年者に成年者と同様の民事上の行為能力を付与する行為である (民法典第482条)。山口編 前掲注(4), p.195.

第 14 条

- I. 政府は、憲法第 38 条に規定する条件に従って、オルドナンス⁽³⁴⁾により次に掲げる措置を講じることができる。
- 1° 異性の婚姻両当事者及び両親に適用することができる規定の同性の婚姻両当事者及び両親への適用の結果に鑑みて、民法典の規定を除く施行中の全ての法律の規定を改正するために必要な措置
- 2° 1° に規定する規定のうち国の権限に属する規定を、必要な改正を行い、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島及びフランス領南方・南極地域に適用できるようにする⁽³⁵⁾ことを可能にし、並びにマヨット、サン・バルテルミ、サン・マルタン及びサン＝ピエール・エ・ミクロンに関する必要な改正を行う⁽³⁶⁾ことを可能にする法律事項に属する措置
- 当該オルドナンスは、この法律の審署から 6 か月以内に定めなければならない。
- II. [当該オルドナンスを] 追認するための政府提出法案を、オルドナンスの公布から 3 か月以内に議会に提出するものとする。

第 15 条 [社会福祉・家族法典の一部改正]

社会福祉・家族法典	
改正後	改正前
<p>L. 第 211-1 条</p> <p>1901 年 7 月 1 日の法律に基づき自由に創設され、届け出られる協会⁽³⁷⁾であって、全ての家族又は特定の種類の家族⁽³⁸⁾のあらゆる物質的及び精神的利益の保護を目的とするものであり、かつ、次に掲げるものを組織するものは、この節に規定する家族協会の性格を有する。</p> <p>— 婚姻又は民事連帯協約及び親子関係により形成される家族</p> <p>— 子がなく、婚姻し、又は民事連帯協約を締結している両当事者</p>	<p>L. 第 211-1 条</p> <p>1901 年 7 月 1 日の法律に基づき自由に創設され、届け出られる協会であって、全ての家族又は特定の種類の家族のあらゆる物質的及び精神的利益の保護を目的とするものであり、かつ、次に掲げるものを組織するものは、この節に規定する家族協会</p> <p>— 婚姻及び親子関係により形成される家族</p> <p>— 子がなく、婚姻している両当事者</p>

(34) オルドナンス (ordonnance) とは、憲法第 38 条に定める行政立法の一種である。政府は、議会が定める授權法律に基づき、法律事項に属する措置をオルドナンスで定めることができる。オルドナンスは、追認のための政府提出法案が授權法律に定める期間内に提出されない場合には、失効する。

(35) 海外にある地方公共団体のうち、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア等に適用される法律は、法律により明示的に国の権限に属するとされている事項に関するもののみであり、それ以外の事項は、当該地域の議会が定めることができる。また、国が定める法律を適用する際であっても、海外の地方公共団体の特殊性を考慮し、必要な調整措置をとることができる。山崎榮一「フランスの地方自治体の基本構造に関する覚え書き(下)」『地方自治』790, 2013.9, pp.57-58, 64-69.

(36) 海外にある地方公共団体のうち、マヨット、サン・バルテルミ等には、原則として、国が定める法律が適用されるが、国は、これらの地方公共団体の特殊性を考慮し、必要な調整措置をとることができる。山崎榮一「フランスの地方自治体の基本構造に関する覚え書き(上)」『地方自治』788, 2013.7, p.85.

(37) 協会 (association) とは、民間の非営利団体である。その創設については、1901 年 7 月 1 日の法律 (Loi du 1er juillet 1901 relative au contrat d'association) で定める。

(38) 例えば、特定の宗教を信仰する家族など。

<p>— 親子関係子又は養子縁組に基づき子に対する法的責任を有する個人又は1人若しくは2人以上の子について親権を行使し、若しくは後見をしている個人であって、当該子を実質的かつ恒常的に扶養するもの (第5項 略)</p> <p>L. 第 211-4 条 (第1項～第3項 略) 県家族協会連合³⁹⁾は、L. 第 211-1 条に規定する基準を満たす協会の加盟を拒否することができない。</p>	<p>— 親子関係子又は養子縁組に基づき子に対する法的責任を有する個人又は1人若しくは2人以上の子について親権を行使し、若しくは後見をしている個人であって、当該子を実質的かつ恒常的に扶養するもの (第5項 略)</p> <p>L. 第 211-4 条 (第1項～第3項 略) (第4項 新設)</p>
---	---

第 16 条 [文武官退職年金法典の一部改正]

文武官退職年金法典	
改正後	改正前
<p>L. 第 88 条 (第1項 略) (旧第2項及び旧第3項を削除) 親が死亡した子は、L. 第 86-1 条⁴⁰⁾に列挙する「機関の」退職年金制度について、各親から承継する遺族年金を最大で2つまで同時に受けることができる。</p>	<p>L. 第 88 条 (第1項 略) 親が死亡した子は、L. 第 86-1 条に列挙する「機関の」退職年金制度について、父母それぞれから承継する2つの遺族年金を同時に受けることができる。 当該子は、嫡出親子関係にある父又は非嫡出親子関係にある父から承継する遺族年金と養父から承継する遺族年金を同時に受けることはできず、嫡出親子関係にある母又は非嫡出親子関係にある母から承継する遺族年金と養母から承継する遺族年金を同時に受けることはできない。ただし、当該子は、「これらの年金のうち」最も有利なものを遺族年金として選択することができる。</p>

第 17 条 [農事・海洋漁業法典の一部改正]

農事・海洋漁業法典	
改正後	改正前
<p>L. 第 732-10 条 L. 第 722-10 条 1°、2°、4° a 及び 5° に規定する女性⁴¹⁾であって、継続的に農業経営体⁴²⁾</p>	<p>L. 第 732-10 条 L. 第 722-10 条 1°、2°、4° a 及び 5° に規定する女性であって、継続的に農業経営体に</p>

(39) 県家族協会連合 (union départementale des associations familiales : UDAF) は、1901 年 7 月 1 日の法律に基づき各県に設置される (社会福祉・家族法典 L. 第 211-7 条)。

(40) 文武官退職年金法典 L. 第 86-1 条では、退職年金の受給を開始した文武官がその年金を受給したまま就労することのできる機関として、国の行政機関や地方公共団体等を列挙している。

(41) 農業経営体の経営主や、農業経営を補佐する経営主の配偶者や子等。

(42) 農業経営体 (exploitation agricole) とは、フランス国立統計経済研究所 (Institut national de la statistique

における労働に従事していたものが、出産を理由として当該労働が困難となる場合には、この款に規定する保険⁽⁴³⁾により、当該女性が当該労働の代替要員を確保するために要する費用を補償する。

(削除)

(旧第3項繰上げ)
(第2項 略)

L. 第 732-10-1 条

L. 第 722-10 条 1°、2°、4° a 及び 5° に規定する者は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体により養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着に当たって、農業経営体における労働を被用者に代替させる場合には、請求により、代替手当を受給することができる。

前項に規定する者であって、社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条に規定する許可⁽⁴⁹⁾を受けたものは、外国の当局の決定により養子縁組

における労働に従事していたものが、出産又は児童社会扶助機関⁽⁴⁴⁾若しくは公認養子縁組団体⁽⁴⁵⁾により養子縁組を予定して託置⁽⁴⁶⁾される子の家庭への到着を理由として当該労働が困難となる場合には、この款に規定する保険により、当該女性が当該労働の代替要員を確保するために要する費用を補償する。

前項に規定する女性であって、社会福祉・家族法典第 63 条及び第 100-3 条に規定する許可⁽⁴⁷⁾を受けたものは、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、代替手当⁽⁴⁸⁾を受給する。

(第3項 略)

(新設)

et des études économiques : INSEE) の定義によれば、①農産物を生産し、②経営が独立し、③用地面積、生産量、又は家畜頭数が一定以上に達している生産単位である。Insee, "Définitions et méthodes—Exploitation agricole". (<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/exploitation-agricole.htm>)

(43) 医療保険 (assurance maladie)、障害保険 (assurance invalidité) 及び出産保険 (assurance maternité) を指す。なお、出産保険とは出産費用に対する保険である。

(44) 児童社会扶助機関 (service d'aide sociale à l'enfance : ASE) は、県の機関で、児童保護を担当する。ASE が受け入れた子で一定の要件を満たすものは、養子縁組の対象とすることができる (社会福祉・家族法典 L. 第 221-1 条から L. 第 221-9 条まで)。

(45) 公認養子縁組団体 (organisme autorisé pour l'adoption : OAA) は、県議会議長から認可を受けて、養子縁組の仲介等を行う団体である (社会福祉・家族法典 L. 第 225-11 条から L. 第 225-14-2 条まで)。

(46) 養子縁組が最終的に成立する前に、養子となる予定の子は、養親となる予定の者の家庭に受け入れられるが、これを託置 (placement) という (民法典第 351 条)。

(47) 国が保護する孤児である国家被後見子 (pupille de l'État) を養子とする許可 (社会福祉・家族法典第 63 条) 及び外国籍の子を養子とする許可 (同法典第 100-3 条)。これらの規定は、すでに法典から削除されている。

(48) 代替手当 (allocation de remplacement) とは、農業労働に従事する者が出産又は養子 (となる予定の子) を受け入れることにより休業する場合に、その代替要員を雇用するために必要な費用を補償するものである (農事・海洋漁業法典 L. 第 732-10 条、L. 第 732-10-1 条及び R. 第 732-17 条から R. 第 732-26 条まで)。

(49) 国家被後見子を養子とする許可 (社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条)。

をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、代替手当を受給する。

当該手当の最長給付期間は、社会保障法典 L. 第 331-7 条に規定する期間とする。当該期間の手当は、同条最終項に規定する条件に従って、両養親に分割して給付することができる。この場合には、同項に規定する方法に従って、当該手当の最長給付期間を延長し、及び分割する。

L. 第 732-11 条

被用者のための保険制度から給付を受けている L. 第 722-10 条 1°、2° 及び 5° に規定する農業分野の非被用者であるもの⁵⁰が、L. 第 732-13 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める被用者としての労働時間の上限に関する条件⁵¹を満たす場合には、農業経営体における短時間 [パートタイム] 労働 [の労働時間] に応じて L. 第 732-10 条及び L. 第 732-10-1 条に規定する代替手当を給付する。

L. 第 732-12 条

L. 第 732-10 条、L. 第 732-10-1 条及び L. 第 732-11 条の規定の適用については、[代替] 手当の受給権の発生に要する代替 [要員を配置する] 1 又は 2 以上の期間並びに予定日の 6 週間以上前に出産する場合及び出生後入院が必要な場合等の当該手当の最長給付期間等をコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

(第 2 項 略)

(第 3 項 削除)

L. 第 732-12-1 条

母の配偶者又は母と民事連帯協約を締結し

L. 第 732-11 条

被用者のための保険制度から給付を受けている L. 第 722-10 条 1°、2° 及び 5° に規定する農業分野の非被用者であるものが、L. 第 732-13 条に規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める被用者としての労働時間の上限に関する条件を満たす場合には、農業経営体における短時間 [パートタイム] 労働 [の労働時間] に応じて L. 第 732-10 条に規定する代替手当を給付する。

L. 第 732-12 条

L. 第 732-10 条及び L. 第 732-11 条の規定の適用については、[代替] 手当の受給権の発生に要する代替 [要員を配置する] 1 又は 2 以上の期間並びに予定日の 6 週間以上前に出産する場合及び出生後入院が必要な場合等の当該手当の最長給付期間等をコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

(第 2 項 略)

当該手当の最長給付期間は、養子縁組の場合には、社会保障法典 L. 第 331-7 条に規定するものとする。

L. 第 732-12-1 条

母の配偶者又は母と民事連帯協約を締結し

(50) 非被用者 (non-salarié) とは、給与を受けずに労働に従事する者であり、雇用契約に従い給与を受ける被用者 (salarie) と対置される語である。この条にある非被用者は、主に、農業以外で被用者として働きながら、非被用者として農業に従事する者であり、農業経営主の配偶者等が想定されている。農村生活総合研究センター「出産育児期の女性農業者の働き方とその支援」『生活研究レポート』60号, 2004.3, pp.24-25.

(51) 過去 12 か月間の労働時間が法定労働時間の 60% を超えないこと (農事・海洋漁業法典 R. 第 732-18 条)。

<p>た者若しくは内縁関係にある者は、L. 第 722-10 条 1°、2°、4° a 及び 5° に規定する分類に属する場合において、<u>子の出生に際し</u>、その労働を被用者に代替させるときは、請求により、代替手当を受ける。</p> <p>(第 2 項 略)</p>	<p>た者若しくは内縁関係にある者は、L. 第 722-10 条 1°、2°、4° a 及び 5° に規定する分類に属する場合において、<u>子の出生又は児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体により養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着に際し</u>、その労働を被用者に代替させるときは、請求により、代替手当を受ける。</p> <p>(第 2 項 略)</p>
---	--

第 18 条 [社会保障法典の一部改正]

社会保障法典	
改正後	改正前
<p>L. 第 331-7 条</p> <p>休業日々補償⁵²⁾は、県の児童社会扶助機関、フランスの公認養子縁組団体又はフランス養子縁組仲介所⁵³⁾により養子縁組を予定して子を託置された者で [社会保障制度の] 被保険者に給付する。社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条から L. 第 225-7 条まで及び L. 第 225-18 条又は L. 第 225-15 条に規定する許可を受けた [社会保障制度の] 被保険者は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該補償を受給する。</p> <p>[社会保障制度の] 被保険者は、補償期間中に全ての賃金労働を休業する場合には、10 週間以内の期間、2 人以上を養子とする場合にあっては 22 週間以内の期間、休業日々補償を受給する。当該補償期間は、[養子縁組を予定して託置される] 子の家庭への到着の後又は受入予定日前の 7 日以内に開始する。</p> <p>[社会保障制度の] 被保険者又はその属する世帯が、L. 第 521-2 条第 1 項及び第 4 項に規定する条件に従って、養子縁組により 3 人以上の子を扶養することになる場合には、当該補償期間を 18 週間まで延長する。</p> <p>(削除)</p>	<p>L. 第 331-7 条</p> <p>休業日々補償は、県の児童社会扶助機関、フランスの公認養子縁組団体又はフランス養子縁組仲介所により養子縁組を予定して子を託置された者で [社会保障制度の] 被保険者である女性に給付する。社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条から L. 第 225-7 条まで及び L. 第 225-18 条又は L. 第 225-15 条に規定する許可を受けた [社会保障制度の] 被保険者は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該補償を受給する。</p> <p>[社会保障制度の] 被保険者である女性は、補償期間中に全ての賃金労働を休業する場合には、10 週間以内の期間、2 人以上を養子とする場合にあっては 22 週間以内の期間、休業日々補償を受給する。当該補償期間は、[養子縁組を予定して託置される] 子の家庭への到着の後又は受入予定日前の 7 日以内に開始する。</p> <p>[社会保障制度の] 被保険者である女性又はその属する世帯が、L. 第 521-2 条第 1 項及び第 4 項に規定する条件に従って、養子縁組により 3 人以上の子を扶養することになる場合には、当該補償期間を 18 週間まで延長する。</p> <p>ただし、<u>社会保障制度の被保険者である婚姻両当事者が就労している場合には</u>、休業日々補償は、前各項に規定する条件に従って、養</p>

52) 休業日々補償 (indemnité journalière de repos) は、産前産後休業の際に給付される手当である (社会保障法典 L. 第 331-3 条から L. 第 331-7 条)。

53) フランス養子縁組仲介所 (agence française de l'adoption : AFA) は、国際養子縁組の仲介を目的として 2006 年に創設された国が管理する公法上の法人である。根拠法は、法律第 2005-744 号 (Loi n° 2005-744 du 4 juillet 2005 portant réforme de l'adoption) である。

(旧第5項繰上げ)

この条に規定する期間の補償は、両養親がいずれも養子縁組のために労働又は活動を休業する場合において、当該補償又は給与の継続支払を受ける権利を有するときは、両養親に分割して給付することができる。この場合には、当該補償期間は、11日間、2人以上を養子とする場合にあっては18日間延長し、及び1回を11日以上として2回に分割することができる。

L. 第351-4条

(I 略)

II. 社会保障制度の被保険者である両親の一方のために、子の出生又は養子縁組から4年間の当該子の教育の分として、被保険者期間に未成年の子1人につき「老齢保険⁵⁴⁾」の4四半期間を加算する制度を設ける。

(II第2項から第4項 略)

前項に規定する期間内[6か月以内]に「被保険者期間の加算を受ける者の」選択⁵⁵⁾がなされない場合において、「両親のいずれの」反対も表明されないときは、母による「当該加算を受ける者の」指定を有効とみなす。両親が同性である場合には、両親それぞれの被保険者期間に「4四半期の」2分の1ずつ加算する。

(II第6項及び第7項 略)

III. 養子の受入及びそのための事前の手続による両親の職業生活への影響の分として、当該両親の被保険者期間に未成年の養子1人につき4四半期間を加算する。

(III第2項 略)

前項に規定する期間内[6か月以内]に「被保険者期間の加算を受ける者の」選択がなされない場合において、「両親のいずれの」反対も表明されないときは、養母に

父母のいずれかに給付する。このとき、婚姻両当事者の一方は、その「休業日々補償の受給」の権利を放棄していなければならない。

この条に規定する期間の補償は、養父母がいずれも休業日々補償を受給する権利を有する場合には、養父母に分割して給付することができる。この場合には、当該補償期間は、11日間、2人以上を養子とする場合にあっては18日間延長し、及び1回を11日以上として2回に分割することができる。

L. 第351-4条

(I 略)

II. 社会保障制度の被保険者である父母の一方のために、子の出生又は養子縁組から4年間の当該子の教育の分として、被保険者期間に未成年の子1人につき「老齢保険」の4四半期間を加算する制度を設ける。

(II第2項から第4項 略)

前項に規定する期間内[6か月以内]に「被保険者期間の加算を受ける者の」選択がなされない場合において、「両親のいずれの」反対も表明されないときは、母による「当該加算を受ける者の」指定を有効とみなす。

(II第6項及び第7項 略)

III. 養子の受入及びそのための事前の手続による両親の職業生活への影響の分として、当該両親の被保険者期間に未成年の養子1人につき4四半期間を加算する。

(III第2項 略)

前項に規定する期間内[6か月以内]に「被保険者期間の加算を受ける者の」選択がなされない場合において、「両親のいずれの」反対も表明されないときは、養母に

⁵⁴⁾ 老齢保険 (assurance vieillesse) は、フランスの年金制度である。フランスの年金制度は、1階部分の基礎的
制度 (régimes de base)、2階部分の補足的制度 (régimes complémentaires) 及び3階部分の付加的制度 (régime
supplémentaire) から成り、この1階部分と2階部分を合わせて老齢保険と呼ぶ。なお、3階部分のみ任意加
入である。江口隆裕「フランスの年金制度」『年金と経済』31(1), 2012.4, p.130.

⁵⁵⁾ 両親は、合意の下に、両親のどちらが被保険者期間の加算を受けるかを選択する。または、延長期間を両親
で分割して受けることもできる。

よる〔当該加算を受ける者の〕指定を有効とみなす。両親が同性である場合には、両親それぞれの被保険者期間に〔4 四半期の〕2分の1ずつ加算する。

(Ⅲ第4項 略)

(Ⅳ～Ⅹ 略)

L. 第 613-19 条

(第1項及び第2項 略)

この章に規定する制度⁵⁶⁾に個人で加入している被保険者は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条に規定する許可を受けた者は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

- 1° 第1項に規定する定額手当⁵⁷⁾は、その半額を支払う。
- 2° 日々定額補償⁵⁸⁾は、妊娠の場合について定める最長給付期間の4分の3の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の1又は2以上の休職期間について支払う。当該期間の補償は、L. 第 331-7 条最終項に規定する条件に従って、両親に分割して給付することができる。この場合には、同項に規定する方法に従って、当該手当の最長補償期間を延長し、及び分割する。

(第6項及び第7項 略)

よる〔当該加算を受ける者の〕指定を有効とみなす。

(Ⅲ第4項 略)

(Ⅳ～Ⅹ 略)

L. 第 613-19 条

(第1項及び第2項 略)

第1項に規定する女性は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条から L. 第 225-7 条まで及び L. 第 225-18 条又は L. 第 225-15 条に規定する許可を受けた女性は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

- 1° 第1項に規定する定額手当は、その半額を支払う。
- 2° 日々定額補償は、妊娠の場合について定める最長給付期間の4分の3の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の1又は2以上の休職期間について支払う。

(第6項及び第7項 略)

⁵⁶⁾ 非被用者を対象とする年金制度で、社会保障法典法律の部第6編第1章に規定する商人、職人、自由業者等を対象とする独立事業者社会制度 (régime social des indépendants)。

⁵⁷⁾ この条第1項で規定する出産休暇定額手当 (allocation forfaitaire de repos maternel) は、出産による職業活動の軽減を補う手当である。妊娠7か月目と出産後の2回に分けて半額ずつ給付される (社会保障法典 D. 第 613-4-1 条)。

⁵⁸⁾ この条第2項で規定する日々定額補償 (indemnité journalière forfaitaire) は、母に対して、出産予定日前14日間を含む44日以上連続して完全に休職する場合に給付される (社会保障法典 D. 第 613-4-2 条)。給付期間は、44日以上74日以下である (社会保障法典 D. 第 613-4-4 条)。また、父に対しては、出生日後の4か月以内に休職する場合に、当該補償が11日間まで給付される (社会保障法典 D. 第 613-4-2 条)。

L. 第 613-19-1 条

(第 1 項～第 3 項 略)

第 1 項に規定する条件を満たす協働配偶者⁵⁹⁾は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

- 1° 出産休暇定額手当は、その半額を支払う。
- 2° 代替手当⁶⁰⁾は、妊娠の場合について定める最長給付期間の 2 分の 1 の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の代替 [要員を配置する] 1 又は 2 以上の期間について支払う。当該期間の補償は、L. 第 331-7 条最終項に規定する条件に従って、両養親に分割して給付することができる。この場合には、同項に規定する方法に従って、当該手当の最長補償期間を延長し、及び分割する。

社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条から L. 第 225-7 条まで及び L. 第 225-18 条又は L. 第 225-15 条に規定する許可を受けた者は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。

(第 8 項及び第 9 項 略)

L. 第 613-19-2 条

父及び母の配偶者又は母と民事連帯協約を締結した者若しくは内縁関係にある者は、この章に規定する制度⁶¹⁾に個人で加入している場合において、子の出生の際に、全ての職業活動を休業するときは、請求により、L. 第 613-19 条第 2 項に規定する日々定額補償を受ける。

L. 第 613-19-1 条

(第 1 項～第 3 項 略)

当該女性協働配偶者は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

- 1° 出産休暇定額手当は、その半額を支払う。
- 2° 代替手当は、妊娠の場合について定める最長給付期間の 2 分の 1 の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の代替 [要員を配置する] 1 又は 2 以上の期間について支払う。

社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条から L. 第 225-7 条まで及び L. 第 225-18 条又は L. 第 225-15 条に規定する許可を受けた者である女性は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。

(第 8 項及び第 9 項 略)

L. 第 613-19-2 条

父及び母の配偶者又は母と民事連帯協約を締結した者若しくは内縁関係にある者は、この章に規定する制度に個人で加入している場合において、子の出生又は[養子縁組を予定して託置される子の] 家庭への到着の際に、全ての職業活動を休業するときは、請求により、L. 第 613-19 条第 2 項に規定する日々定

⁵⁹⁾ 協働配偶者 (conjoint collaborateur) とは、商業、工業、農業等で事業主を補助する配偶者のことである。山口編 前掲注(4), p.86. この条第 1 項では、商人や企業等が記載される商業・会社登記簿 (registre du commerce et des sociétés) や手工業者が登録される手工業者名簿 (répertoire des métiers) に記載されている協働配偶者、社員が 1 人の有限責任会社である有限責任一人企業 (entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée : EURL) (農業を除く) の社員の配偶者、③独立事業者社会制度に加入している自由業の者の配偶者等について規定している。このうち、有限責任一人企業の社員及び自由業の者の配偶者は、事業主である配偶者の職業活動に無償で協力し、個人で医療保険制度及び出産保険に加入していないという条件 (社会保障法典 D. 第 613-11 条に規定) を満たす者である。

⁶⁰⁾ 前掲注(48)参照。

⁶¹⁾ 独立事業者社会制度を指す。前掲注(56)参照。

L. 第 613-19-1 条第 1 項に規定する条件を満たす協働配偶者である父及び当該条件を満たす父を除く母の協働配偶者は、子の出生の際に、通常行っている業務又は家事を被用者に代替させる場合には、請求により、L. 第 613-19-1 条第 3 項に規定する補足補償⁶²⁾を受ける。

(第 3 項 略)

L. 第 711-9 条

L. 第 331-7 条最終項の規定は、L. 第 711-1 条に規定する特別制度⁶³⁾の被保険者について適用する。

L. 第 713-6 条

文武官退職年金法典 L. 第 66 条第 1 項⁶⁴⁾の規定により年金の受給権者となる戦争寡婦及び戦争寡夫であって、その配偶者が死亡時に職業軍人であったものは、遺族年金の受給権者である寡婦及び寡夫と同様の給付を受給する権利を有する。

L. 第 722-8 条

(第 1 項及び第 2 項 略)

この章に規定する制度⁶⁵⁾に個人で加入している被保険者は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条に規定する許可を受けた者は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

額補償を受ける。

L. 第 613-19-1 条第 1 項に規定する条件を満たす協働配偶者である父及び当該条件を満たす父を除く母の協働配偶者は、子の出生又は〔養子縁組を予定して託置される子の〕家庭への到着の際に、通常行っている業務又は家事を被用者に代替させる場合には、請求により、L. 第 613-19-1 条第 3 項に規定する補足補償を受ける。

(第 3 項 略)

L. 第 711-9 条

L. 第 331-7 条第 4 項及び第 5 項の規定は、L. 第 711-1 条に規定する特別制度の被保険者について適用する。

L. 第 713-6 条

文武官退職年金法典 L. 第 66 条第 1 項の規定により年金の受給権者となる戦争寡婦であって、その夫が死亡時に職業軍人であったものは、遺族年金の受給権者である寡婦と同様の給付を受給する権利を有する。

L. 第 722-8 条

(第 1 項及び第 2 項 略)

第 1 項に規定する女性は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。社会福祉・家族法典 L. 第 225-2 条から L. 第 225-7 条まで及び L. 第 225-18 条又は L. 第 225-15 条に規定する許可を受けた女性は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

62) 業務又は家事の代替の期間及び費用に応じて支払われる補償金。

63) 年金制度の被保険者は、被用者 (salarie) と非被用者 (non-salarie) に大きく分けられる。特別制度 (regimes speciaux) とは、被用者 (salarie) のうち地方公務員や電気、ガス、国鉄等の特定の職域を対象とする年金制度である。なお、一般の商工業被用者を対象とする年金制度は、一般制度 (regime general) と呼ばれる。

64) 文武官退職年金法典 L. 第 66 条第 1 項によれば、文武官が年金の受給権を得ずに退職し、その後、再び公共機関や軍に就職した場合に、前職を合計した職歴について年金が支給される。

65) 社会保障法典法律の部第 7 編第 2 章に規定する非被用者を対象とする制度のうち、開業医等を対象とする年金制度。

1° 第1項に規定する定額手当⁶⁶⁾は、その半額を支払う。

2° 日々補償⁶⁷⁾は、妊娠の場合について定める最長給付期間の4分の3の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の1又は2以上の休職期間について支払う。当該期間の補償は、L. 第331-7条最終項に規定する条件に従って、両養親に分割して給付することができる。この場合には、同項に規定する方法に従って、当該手当の最長補償期間を延長し、及び分割する。

(第6項及び第7項 略)

L. 第722-8-1条

(第1項～第3項 略)

第1項に規定する条件を満たす協働配偶者⁶⁸⁾は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

1° 出産休暇定額手当は、その半額を支払う。
2° 代替手当は、妊娠の場合について定める最長給付期間の2分の1の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の代替〔要員を配置する〕1又は2以上の期間について支払う。当該期間の補償は、L. 第331-7条最終項に規定する条件に従って、両養親に分割して給付することができる。この場合には、同項に規定する方法に従って、当該手当の最長補償期間を延長し、及び分割する。

社会福祉・家族法典 L. 第225-2条から L. 第225-7条まで及び L. 第225-18条又は L. 第225-15条に規定する許可を受けた者は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。

(第8項及び第9項 略)

1° 第1項に規定する定額手当は、その半額を支払う。

2° 日々補償は、妊娠の場合について定める最長給付期間の4分の3の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の1又は2以上の休職期間について支払う。

(第6項及び第7項 略)

L. 第722-8-1条

(第1項～第3項 略)

当該女性協働配偶者は、児童社会扶助機関若しくは公認養子縁組団体から養子縁組を予定して託置される子の家庭への到着の際に、この条に規定する手当を受ける。各手当は、次に掲げる条件に従って給付する。

1° 出産休暇定額手当は、その半額を支払う。
2° 代替手当は、妊娠の場合について定める最長給付期間の2分の1の期間を上限として、家庭への当該子の到着後の代替〔要員を配置する〕1又は2以上の期間について支払う。

社会福祉・家族法典 L. 第225-2条から L. 第225-7条まで及び L. 第225-18条又は L. 第225-15条に規定する許可を受けた者である女性は、外国の当局の決定により養子縁組をし、又は養子縁組を予定して子を受け入れる場合において、当該子が養子縁組のためにフランス国内に入国を許可されたときは、当該手当を受給する。

(第8項及び第9項 略)

66) 出産休暇定額手当を指す。前掲注57参照。

67) 日々定額補償を指す。前掲注58参照。

68) 開業医等の協働配偶者であって、配偶者の職業活動に無償で協力し、個人名義で医療保険制度及び出産保険に加入していないという条件を満たすもの。

<p>L. 第 722-8-3 条</p> <p>父及び母の配偶者又は母と民事連帯協約を締結した者若しくは内縁関係にある者は、この節に規定する制度⁶⁹⁾に個人で加入している場合において、子の出生の際に、全ての職業活動を休業するときは、請求により、L. 第 722-8 条第 2 項に規定する日々定額補償を受ける。</p> <p>L. 第 722-8-1 条第 1 項に規定する条件を満たす協働配偶者である父及び当該条件を満たす父を除く母の協働配偶者は、子の出生の際に、通常行っている業務又は家事を被用者に代替させる場合には、請求により、L. 第 613-19-1 条第 3 項に規定する補足補償を受ける。</p> <p>(第 3 項 略)</p>	<p>L. 第 722-8-3 条</p> <p>父及び母の配偶者又は母と民事連帯協約を締結した者若しくは内縁関係にある者は、この節に規定する制度に個人で加入している場合において、子の出生又は <u>〔養子縁組を予定して託置される子の〕</u> 家庭への到着の際に、全ての職業活動を休業するときは、請求により、L. 第 722-8 条第 2 項に規定する日々定額補償を受ける。</p> <p>L. 第 722-8-1 条第 1 項に規定する条件を満たす協働配偶者である父及び当該条件を満たす父を除く母の協働配偶者は、子の出生又は <u>〔養子縁組を予定して託置される子の〕</u> 家庭への到着の際に、通常行っている業務又は家事を被用者に代替させる場合には、請求により、L. 第 613-19-1 条第 3 項に規定する補足補償を受ける。</p> <p>(第 3 項 略)</p>
---	---

第 19 条 [労働法典の一部改正]

労働法典	
改正後	改正前
<p>L. 第 1132-3-2 条</p> <p><u>いかなる被用者も、性的指向を理由として同性愛を非難する国への転勤を拒否したことにより、制裁を受け、解雇され、又は L. 第 1132-1 条に規定する差別的取扱い⁷⁰⁾を受けない。</u></p>	(新設)

第 20 条 [オルドナンス第 2002-149 号⁷¹⁾の一部改正]

オルドナンス第 2002-149 号	
改正後	改正前
<p>第 6 条</p> <p>(第 1 項 略)</p> <p><u>同性のカップルは、その家庭において 2 人で子を実質的かつ恒常的に扶養している場合</u></p>	<p>第 6 条</p> <p>(第 1 項 略)</p> <p>(第 2 項 新設)</p>

(69) 社会保障法典法律の部第 7 編第 2 章第 2 節に規定する開業医等を対象とする年金制度。

(70) 労働法典 L. 第 1132-1 条では、直接的か間接的かを問わず、性的指向、出身、性別、年齢等を理由とする報酬、職業訓練、配属、昇進、配置転換等に関する差別的取扱いを禁止している。

(71) 正式名称は、マヨット海外準県における家族給付の拡大及び普及並びに社会保護に関する 2002 年 2 月 7 日のオルドナンス第 2002-149 号 (Ordonnance n° 2002-149 du 7 février 2002 relative à l'extension et la généralisation des prestations familiales et à la protection sociale dans la collectivité départementale de Mayotte) である。マヨットは、フランスの海外領土であり、当該オルドナンスの制定当時は、海外準県 (collectivité départementale) という地位であったが、現在は、海外県 (département d'outre-mer:DOM) となっている。なお、社会保護 (protection sociale) は、日本の社会保障制度に相当するものである。

には、両者の合意の下に指定する当該カップルの一方の者を〔家族給付の〕受給者とする。
合意が成立しない場合には、受給資格は、最初に受給申請をした者に付与する。
(第3項及び第4項 略)

(旧第2項以下繰下げ)

第5節 諸規定、経過規定及び最終規定

第21条

この法律の施行前に締結される同性者間の婚姻⁽⁷²⁾は、民法典第144条、第146条、第146-1条、第147条、第161条、第162条、第163条、第180条及び第191条⁽⁷³⁾の規定を遵守する限り、フランスにおいて、当該婚姻両当事者及びその子に対してその効力を有する。当該婚姻は、同法典第171-5条及び第171-7条に規定する条件に従って転記⁽⁷⁴⁾の対象とすることができる。当該婚姻は、転記の日から、第3者に対してその効果を有する。

第22条

この法律第1条から第13条まで及び第21条は、ニューカレドニア、ワリス・エ・フトゥナ諸島及びフランス領ポリネシアにおいて適用するものとする。

この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)

(72) すでに同性婚が制度化されている国における婚姻を想定している。

(73) これらの規定は、婚姻の要件等に関する規定である。それぞれ、満18歳以上であること(第144条)、本人の同意を要すること(第146条)、外国で婚姻が挙行される場合であっても本人の関与を要すること(偽装結婚防止のため)(第146-1条)、重婚の禁止(第147条)、近親婚の禁止(第161条から第163条まで)、強迫又は錯誤による婚姻の無効の訴え(第180条)、公開性を欠く(事前の公示を欠く、挙式に身分吏が立ち会わない等)婚姻の無効(第191条)について規定する。

(74) 民法典第171-5条によれば、外国の当局により承認されたフランス人の婚姻は、フランスの民事的身分登記簿(前掲注(6)参照)に転記しなければ、フランス国内において第3者に対抗することができない。当該婚姻は、転記されていない場合であっても、フランス国内で、婚姻両当事者及びその子に対する民法上の効果を生じる。また、第171-7条によれば、フランス領事館による婚姻要件具備証明書(certificat de capacité à mariage)の交付を受けずに、フランス人が外国において婚姻した場合には、原則として、転記の前にフランス領事館による聴取を受ける必要がある。